

目 次

# 第1章 事実認定の前提を 成す原理

I 「事実認定」とは	2
II 「事実の確定」と「事実の認定」	3
1 弁論主義とは	3
2 弁論主義の具体的内容	3
3 裁判所の認定が許される事実	4
4 裁判所から事実認定権を剝奪することのない自白 ——間接事実の自白——	5
III 民事裁判における事実認定の特徴	10
IV 事実認定に必要な証明の程度	11
1 証明度の意義	11
2 刑事裁判における証明度と民事裁判における証明度	12
3 民事裁判における証明度についての最高裁判例の立場	13
4 「高度の蓋然性」と「相当程度の蓋然性」	18
5 訴訟代理人として留意しておくべき事項	21
V 当事者主義と職権主義	22
1 はじめに	22
2 人事訴訟における職権探知主義の採用	23
VI 人事訴訟における主張と立証	24
1 認知の訴えにおける父子関係の主張と立証	24
2 原審の判断	26

3	最高裁の判断	26
4	最高裁判決の意義	27
5	認知訴訟における主張・立証の構造	31
6	認知訴訟における証明度	35
<b>VII</b>	<b>認定すべき主要事実の具体性の程度</b>	
	——概括的認定——	38
1	はじめに	38
2	事実的要件と規範的要件	39
<b>VIII</b>	<b>規範的要件と概括的認定</b>	41
1	過失の概括的認定	41
2	概括的認定の許容性を考えるうえでのポイント	44
<b>IX</b>	<b>事実的要件と概括的認定</b>	48
1	事実的因果関係の概括的認定	48
2	結果との間で事実的因果関係のある行為についての 概括的認定	50

## 第2章 直接証拠による事実認定

<b>第1節</b>	<b>文書（契約書）による事実認定</b>	54
<b>I</b>	はじめに	54
<b>II</b>	処分証書と報告文書	55
<b>III</b>	証拠能力と証拠力	56
1	証拠能力とは	56
2	証拠力とは	57

IV	形式的証拠力と実質的証拠力	57
1	形式的証拠力とは	57
2	実質的証拠力とは	58
V	私文書の成立の真正についての「二段の推定」	58
1	民訴228条4項の規定の趣旨	58
2	最高裁判例による「二段の推定」の枠組みの形成	59
3	私文書の成立の真正についての事実認定の過程	60
VI	合意（契約）の成立の証明と第二段の推定 （民訴228条4項の推定）	61
1	解約合意の認定と文書の成立に関する反証の成否	61
2	最高裁の判断	62
3	本件における主張と証拠との関係	63
4	最三小判昭和38・7・30の意義	66
VII	第二段の推定（民訴228条4項の推定）を覆すに 足りる反証	67
1	はじめに	67
2	文書の記載内容の改ざん	68
3	作成者の判断能力と文書の成立の真正	68
VIII	第一段の推定（作成名義人の印章であることによる 当該名義人の意思に基づく顕出であることの推定）を 覆すに足りる反証	77
1	はじめに	77
2	印影が作成名義人の印章によるものかどうかを確定 することの重要性	78
3	第一段の推定が覆る場合	83
IX	文書の記載内容の真実性——実質的証拠力の有無——	87

1	はじめに	87
2	処分証書による契約成立の認定と虚偽表示の認定	89
3	報告文書の存在と契約成立の認定	95
X	法律行為の解釈と事実認定	102
1	はじめに	102
2	法律行為の解釈と事実認定との区別	103
3	契約の解釈	106
4	単独行為（遺言）の解釈	110
<b>第2節 供述（証人の証言、当事者の供述）</b>		
	<b>による事実認定</b>	116
I	人証の特徴	116
1	文書との比較	116
2	供述に至る過程の検討	117
II	供述の信用性の検討方法	119
1	供述の真偽の裏付けとなる証拠の提出	119
2	人証の供述時の状況の検討	120
3	動かない事実および経験則との整合性の検討	121
III	経験則の機能	122
1	経験則の意義	122
2	供述の信用性の判断資料としての機能	123
IV	裁判例にみる供述の信用性の検討	130
1	直接証拠である供述を排斥して反対事実を認定する ことと経験則	131
2	直接証拠である供述を信用して事実を認定する ことと経験則	141

## 第3章 間接証拠による事実認定

### 第1節 間接証拠による事実認定の構造 ……152

- I 直接証明と間接証明 ……152
  - 1 はじめに ……152
  - 2 直接証拠と間接証拠 ……152
  - 3 本証と反証 ……154
- II 間接証明の構造とこれを争う方法 ……155
  - 1 第1段階における争い方 ……155
  - 2 第2段階における争い方——いわゆる間接反証—— ……156
- III 経験則を獲得していることの重要性 ……157
  - 1 代理権授与についての経験則が問題になった事例 ……157
  - 2 贈与契約の締結を証する念書の成立についての  
経験則が問題になった事例 ……163

### 第2節 いわゆる間接反証の成否 ……170

- I 間接反証という考え方の有用性 ……170
  - 1 はじめに ……170
  - 2 間接反証という概念は無用か ……171
  - 3 経験則適用の前提事実および例外事実の意識的探求  
の重要性 ……172
- II 間接事実による主要事実の推認の成否  
——経験則適用の前提問題—— ……174
  - 1 経験則を適用するために前提となる間接事実 ……174

2	売買契約の締結の認定が問題になった事例	174
III	推認を妨げる特段の事情の成否	
	——間接反証の問題——	180
1	推認を妨げるために必要となる間接事実	180
2	賃借権の贈与の認定が問題になった事例	181
<b>第3節</b>	<b>補助事実としての機能</b>	187
I	はじめに	187
II	直接証拠である供述の信用性の検討と経験則	187
1	弁済を肯定する証人の証言とこれを否定する当事者の 供述の信用性が問題になった事例	187
2	弁済を証する領収書等の文書の信用性が問題になった 事例	196

## 第4章 事実認定と要件事実論

I	事実認定上の争点の設定	206
1	はじめに	206
2	民事訴訟における争点設定（争点形成）の原理	206
3	争点設定（争点形成）における要件事実論の役割	207
II	争点設定（争点形成）の誤りと事実認定（証拠評価） の誤り	208
1	最一小判昭和32・10・31民集11巻10号1779頁の概要	208
2	本件における争点設定（争点形成）の検討	213
3	正しい事実認定（証拠評価）を目指して	217
III	事実認定と要件事実論	221

## 第5章 事実認定と判決書における表現方法

I	はじめに	224
II	認定と判断、認定と確定	225
1	認定と判断	225
2	認定と確定	229
III	判決理由中の記載順序	230
1	請求原因→抗弁→再抗弁の論理的順序によるのが原則	230
2	論理的順序によらないと認定・判断を誤りやすい	232
IV	判決理由中の記載事項	237
1	文書の取扱い	237
2	要証事実を認定する場合の説示方法	241
3	要証事実を認定しない場合の説示方法	246
4	判決書の表現方法を理解しておくことの意味	251
●	判例索引	252
●	事項索引	255
●	著者略歴	258